

証券コード 265A
2025年3月12日

株 主 各 位

東京都港区芝大門二丁目11番1号
H m c o m m 株 式 会 社
代表取締役社長 三 本 幸 司

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://hmcom.co.jp/ir/stock/meeting/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「Hmcomm」又は「コード」に当社証券コード「265A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年3月26日（水曜日）午後7時までに当社に到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区浜松町二丁目3番1号 日本生命浜松町クレアタワー
浜松町コンベンションホール 6階 大会議室B
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第13期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告及び計算書類
報告の件
- 決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

事業報告

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は一部に足踏みが残るものの緩やかに景気回復が見られており、それに合わせて物価上昇が続いております。また、デフレ脱却に向け、賃上げと投資が牽引する成長型経済の実現に向けた取り組みが官民一体となり行われております。

当社を取り巻く環境としましては、生成AIを中心とした技術開発や投資、国や企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）推進に向けた投資が継続しております。当社においても、これらの市場動向を踏まえ、事業活動を通じて社会及び企業のDX推進に貢献してまいります。

こうした経営環境のもとAIプロダクト事業では、「Voice Contact」及び「ZMEETING」においては、生成AIを用いた自動要約を実現し、業務効率化や工数削減といった企業が抱える諸課題に対応するためのプロダクトを提供いたしました。特に、「Voice Contact」については、要約された通話内容を自動で営業支援システムへ登録することが可能となり、オペレータによるデータ入力作業の軽減を実現いたしました。当事業年度におきましては、これらの機能強化を通じ、数百席規模の大規模コールセンターへの導入を推進いたしました。また、異音検知プロダクト「FAST-D」では、スマートメンテナンス及び設備保全業務のDX化を推進する企業を中心に営業活動を進めました。当事業年度におきましては、航空、発電設備、ビル設備のモニタリングに関する実証実験を受注し、プロジェクトを進めております。

AIソリューション事業では、顧客企業のDX推進に向けた課題解決を支援するAI開発・コンサルティングを提供しております。当事業年度におきましては、DX関連のコンサルティング案件の継続に加え、新規顧客の獲得が順調に進み、生成AIを活用したコンサルティング及びシステム開発案件の受注が増加いたしました。

これらの結果、当事業年度の売上高は946,358千円（前事業年度は801,196千円）、営業利益94,799千円（前事業年度は83,475千円）、経常利益72,005千円（前事業年度は87,098千円）、当期純利益96,118千円（前事業年度は69,738千円）となりました。

- ② 設備投資の状況
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
当社は、2024年10月28日に東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資により総額262,282千円の資金調達を行いました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 10 期 (2021年12月期)	第 11 期 (2022年12月期)	第 12 期 (2023年12月期)	第 13 期 (当事業年度) (2024年12月期)
売 上 高(千円)	560,648	727,175	801,196	946,358
経 常 利 益(千円)	74,226	145,784	87,098	72,005
当 期 純 利 益(千円)	72,217	170,423	69,738	96,118
1 株当たり当期純利益 (円)	－	42.06	－	31.59
総 資 産(千円)	1,350,065	1,488,535	1,529,107	1,905,120
純 資 産(千円)	1,129,195	1,298,831	1,368,569	1,726,971
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	△510,734.42	△180.90	△145.57	421.87

(注) 当社は、2024年7月12日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、持続的成長と企業価値向上のため、下記の項目を主な対処すべき課題として認識し、事業に取り組んでまいります。

① パートナー企業との協業推進

当社は、2016年以降、様々な業界の大手事業会社と業務提携をしており、相互に経営資源とノウハウを補完し合うことにより事業展開を推進してまいりました。中長期的なビジョンに基づき、今後も各社との取り組みを適時・適切に進めていくとともに、常に変化する市場環境と多様化する顧客ニーズにスピード感をもって対処しながら、相互の企業価値の向上に努めてまいります。

② サービスの強化

当社は、「AI×音」に関するソリューションを研究開発型ビジネスプロセスにより研究開発、コンサルティング・要件定義からプロダクト開発、運用保守までを当社で対応し、ユーザーの利用シーンに合わせた様々な機能を用意することにより、サービスの魅力が更に高まると考えております。新しいテクノロジーを取り入れつつ、対象領域をさらに広げ、競争優位なシステムの構築を図るため、社内開発体制強化や他社との業務提携などに積極的に取り組み、業務の標準化、社内システムの改善などを適宜進めてまいります。

③ テクノロジーの強化

当社の事業領域であるAI（人工知能）技術は、その利用可能性を期待され活発に研究開発が行なわれています。当社が事業を継続的に拡大していくには、様々な新技術に適時に対応していくことが必要であり、さらなる優秀な人材の確保及び研究開発への投資、ノウハウの共有や教育訓練などが不可欠であると考えております。優秀な人材を積極的に採用するとともに、研究開発への取り組みを継続的に実施し、開発体制の強化に努めてまいります。

④ 情報管理体制の強化

当社は、顧客企業へのサービス提供において、様々な音声データや顧客企業のユーザーに関する情報を取り扱う可能性があり、その情報管理を徹底することが信頼確保の観点から重要であると考えております。情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際規格であるISO/IEC 27001の認証、個人情報の保護措置に関するプライバシーマークなどの外部認証を取得し、情報システム開発管理規程に基づく運用の実施、役職員への定期的な教育、物理的・技術的対策への必要経費の確保により、情報管理体制を強化してまいります。

⑤ 利益及びキャッシュ・フローの創出

当社は、AIを活用した先進的なサービス開発を目指し、研究開発等への先行投資を積極的に進めてまいりました。第11期以降は先行投資の効果もあり売上高が増加してきており、営業黒字に転換しております。今後も継続的に成長を続けるために、当社独自の研究開発型ビジネスプロセスを推進し複数のAIプロダクトを継続的に市場提供していくことにより継続的な売上高の増加に努める一方で、開発工程の効率化や収支管理への取り組みにより、収益性の改善に努めてまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社事業は未だ成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であることを認識しております。引き続き、管理部門の整備を推進し、コーポレート・ガバナンスを充実していくことで、経営の公正性・透明性を確保し、リスク管理の徹底や業務の効率化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

事業区分	事業内容
AIプロダクト事業	自社開発製品・サービスの提供 ・AI音声認識プロダクト「Voice Contact」 ・AI音声自動応答プロダクト「Terry」 ・AI議事録自動作成プロダクト「ZMEETING」 ・異音検知プロダクト「FAST-D」
AIソリューション事業	AI活用や、顧客のDX推進等の課題解決をトータルに支援するAI開発・コンサルティング

(6) 主要な営業所及び工場（2024年12月31日現在）

本社	東京都港区芝大門二丁目11番1号
----	------------------

(7) 使用人の状況（2024年12月31日現在）

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
「AI×音」サイエンス事業	39	3名減

(8) 主要な借入先の状況（2024年12月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2024年10月28日に東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

2. 株式の状況（2024年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 7,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,093,400株
- (3) 株主数 1,835名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三本 幸司	1,219,500株	29.79%
伊藤 かおる	579,500	14.16
DB Jキャピタル投資事業有限責任組合	226,000	5.52
NOMURA P B N O M I N E E S L I M I T E D O M N I B U S - M A R G I N (C A S H P B)	202,100	4.94
三本 智美	160,000	3.91
ウィルグループH R T e c h投資事業有 限責任組合	128,000	3.13
橋本 弥央	100,000	2.44
山田 匡和	100,000	2.44
芙蓉総合リース株式会社	100,000	2.44
a uカブコム証券株式会社	99,000	2.42

(注) 自己株式は保有しておりません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権の名称		第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日		2018年6月25日	2019年12月26日
新株予約権の数		61個	50個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 122,000株	普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき 200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		400円	1,034円
権利行使期間		2020年6月26日から 2028年6月24日まで	2021年12月27日から 2029年12月25日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 61個 目的となる株式数 122,000株 保有者数 4名	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

新株予約権の名称		第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日		2021年4月15日	2022年11月1日
新株予約権の数		40個	20個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 8,000株 (新株予約権1個につき 200株)	普通株式 4,000株 (新株予約権1個につき 200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1,034円	1,034円
権利行使期間		2023年4月16日から 2031年3月29日まで	2025年1月1日から 2032年10月31日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 8,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 1名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 1. 2024年7月12日付で行った普通株式1株を2,000株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(注) 2. 権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、その他これに準ずる地位を有していることを要します。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」によります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	三 本 幸 司	
専 務 取 締 役	伊 藤 かおる	営業部門統括
常 務 取 締 役	上 野 修	技術部門統括
取 締 役	木 野 英 明	管理部門統括
取 締 役	浅 田 浩	株式会社アーサーズ・チーム 代表取締役 株式会社Robot Home 社外取締役（監査等委員） 株式会社ネクスエージェント 取締役
取 締 役	恩 田 俊 明	ライツ法律特許事務所 パートナー 東京弁護士会情報システム対応室 嘱託
常 勤 監 査 役	大 和 寿 子	大和公認会計士事務所 公認会計士
監 査 役	大 野 寿 和	株式会社スワローインキュベート 代表取締役
監 査 役	飯 田 花 織	表参道パートナーズ法律事務所 パートナー 株式会社メイキップ 社外監査役 株式会社Warranty technology 社外監査役 THECOO株式会社 補欠監査役 株式会社グリーンエナジー&カンパニー 社外取締役（監査等委員） 株式会社Chairs 代表取締役

- (注) 1. 取締役浅田浩氏及び取締役恩田俊明氏は、社外取締役であります。
2. 監査役3氏全員は社外監査役であります。
3. 常勤監査役大和寿子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役大野寿和氏は、事業会社の経営経験から、事業及び財務に関する相当程度の知見を有しております。監査役飯田花織氏は、弁護士の資格を有しており、法律、コンプライアンスに関する専門的な知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

当事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退 任 理 由	退任時の地位・担当 及び重要な兼職の状況
秦 信 行	2024年7月2日	逝去	社外取締役 学校法人國學院大學 名誉教授 一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター 理事 学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学 特任教授 特定非営利活動法人インデペンデンスクラブ 代表理事 医療革新国際連携株式会社 社外監査役 特定非営利活動法人代官山ステキ総合研究所 理事 山形大学 外部講師 新生キャピタルパートナーズ株式会社 社外取締役 一般社団法人日本ベンチャー学会 理事 公益財団法人CIESF 評議員
石 元 良 武	2024年7月12日	退任	社外取締役 DBJキャピタル株式会社 インベストメントマネージャー ベンチャーファンド投資株式会社 取締役 株式会社アルガルバイオ 社外取締役 株式会社アプトポッド 社外取締役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び監査役との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

また、2024年7月2日をもって社外取締役を退任いたしました秦信行氏及び2024年7月12日をもって社外取締役を退任いたしました石元良武氏との間で同様の契約を締結しておりました。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の個人別の報酬等は、株主総会で決議された報酬等総額の範囲内において、報酬に関する規程に基づき作成した報酬案を取締役会に諮り、独立役員からの意見を踏まえ取締役会で決定しております。監査役の個別の報酬等は、株主総会で決議された報酬等総額の範囲内で、職務の分担及び監査状況等を勘案し、監査役会の協議で決定する方針としております。

また、報酬は固定報酬のみであり業績連動報酬制度は採用しておりません。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	51,350千円 (4,550)	51,350千円 (4,550)	—	—	8名 (4)
監査役 (うち社外監査役)	9,600 (9,600)	9,600 (9,600)	—	—	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	60,950 (14,150)	60,950 (14,150)	—	—	11 (7)

- (注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2019年3月25日開催の第7回定時株主総会において年額100,000千円以内と決議されており、決議時点の取締役の員数は3名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2019年3月25日開催の第7回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議されており、決議時点の監査役の員数は1名です。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役浅田浩氏は、株式会社アーサーズ・チームの代表取締役、株式会社Robot Homeの社外取締役（監査等委員）及び株式会社ネクススエージェントの取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役恩田俊明氏は、ライツ法律特許事務所のパートナー及び東京弁護士会情報システム対応室の嘱託であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役大野寿和氏は、株式会社スワローインキュベートの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ・監査役飯田花織氏は、表参道パートナーズ法律事務所のパートナー、株式会社メイキップの社外監査役、株式会社Warranty technologyの社外監査役、THECOO株式会社の補欠監査役、株式会社グリーンエネルギー＆カンパニーの社外取締役（監査等委員）及び株式会社Chairsの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・2024年7月2日付で逝去いたしました社外取締役秦信行氏は、学校法人國學院大學の名誉教授、一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンターの理事、学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学の特任教授、特定非営利活動法人インデペンデンツクラブの代表理事、医療革新国際連携株式会の社外監査役、特定非営利活動法人代官山ステキ総合研究所の理事、山形大学の外部講師、新生キャピタルパートナーズ株式会社の社外取締役、一般社団法人日本ベンチャー学会の理事及び公益財団法人CIESFの評議員でありました。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・2024年7月12日付で退任いたしました社外取締役石元良武氏は、DBJキャピタル株式会社のインベストメントマネージャー、ベンチャーファンド投資株式会社の取締役、株式会社アルガルバイオの社外取締役及び株式会社アプトポッドの社外取締役でありました。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 浅 田 浩	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うことにより、社外取締役として期待される業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。
取締役 恩 田 俊 明	2024年7月12日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席いたしました。主に弁護士及び弁理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うことにより、社外取締役として期待される業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 石 元 良 武	当事業年度において、2024年7月12日退任までに開催された取締役会8回のうち8回に出席いたしました。主に企業財務に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うことにより、社外取締役として期待される業務執行の監督等の役割を適切に果たしておりました。
取締役 秦 信 行	当事業年度において、2024年7月2日逝去までに開催された取締役会8回のうち5回に出席いたしました。主に証券アナリスト・財務コンサルタントとしての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うことにより、社外取締役として期待される業務執行の監督等の役割を適切に果たしておりました。
監査役 大 和 寿 子	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 大 野 寿 和	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。主に会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、適宜必要な助言を行っております。
監査役 飯 田 花 織	当事業年度に開催された取締役会18回全てに、また、監査役会13回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,962千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,962千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項以外に新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システムに関する基本方針」）の取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会は、職務の執行に関する規程を整備し、周知・徹底を図る。
 - ・取締役及び使用人は、法令、定款及びコンプライアンス規程等の社内規程に則り業務を執行する。
 - ・代表取締役社長に任命された内部監査担当者は内部監査を実施し、職務の執行が法令、定款及びコンプライアンス規程等の社内規程に適合していることを確認する。
 - ・取締役会は、内部通報規程及びコンプライアンス規程を制定し、業務執行に係るコンプライアンス違反及びその恐れに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む）は、文書管理規程及び関連マニュアルの定めるところに従い、適切に保存、管理する。
 - ・取締役会は、職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する規程等を定め、情報資産の保護・管理を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・取締役会は、リスク管理体制を構築する責任と権限を有し、コンプライアンス規程及びリスク管理規程に基づき使用人等への教育を行う。
 - ・業務執行取締役は、その所掌の範囲のリスクを洗い出し、常に状況を把握するとともに定期的に実施される取締役会等に報告する。
 - ・災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、コンプライアンスに関するものはコンプライアンス委員会委員長を、災害に関するものは安全衛生委員会委員長を、システム障害に関するものは情報管理責任者を各責任者として適切に対応し、事業への影響を最小限に抑えるよう努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・定款及び取締役会規程に基づき取締役会を運営し、月次の定時開催及び必要に応じた随時開催をする。
 - ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程を整備し、役割、権限、責任を明確にする。

- ・取締役による経営会議を実施し、経営状況を共有するとともに各組織の活動状況を把握し、取締役自らの業務執行の効率化を図る。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査役以外の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項
 - ・監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助するための補助使用人を置くものとし、その人選については監査役間で協議する。
 - ・当該補助使用人は、監査役の職務を補助する際は監査役の指揮命令下で業務を行うこととし、取締役及び使用人からの指揮命令は受けない。
 - ・当該補助使用人の任免、異動、評価、解任については、監査役の同意を得て行うものとし、取締役及び使用人からの独立性を確保するものとする。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・取締役及び使用人は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったとき等は、遅滞なく監査役に報告する。
 - ・取締役及び使用人が監査役に報告を行ったことを理由とした不利益な取り扱いを受けないことを禁止し、その旨を当社の取締役及び社員に周知徹底する。
- ⑦ 監査役の職務執行について生ずる費用等の処理に係わる方針
 - ・監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要な会議に出席すると共に、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、監査役はいつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
 - ・監査役は、内部監査人、会計監査人との定期的な意見交換により連携を深め、実効的な監査等を行う。
 - ・監査の実施にあたり、監査役が必要と認める場合には独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制
 - ・反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、不当要求等は断固として拒絶するものとする。反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、警察等関連機関とも連携し組織全体で毅然とした対応を行う体制を整える。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会の主な運用状況

取締役会は、取締役 4 名、社外取締役 2 名で構成され、監査役 3 名も出席しております。毎月の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、各議案についての審議、取締役の職務の執行状況、内部統制システムの運用状況、経営リスク等の審議をしております。また、取締役会には監査役も参加し、必要に応じて意見を述べております。

② コンプライアンス及びリスク管理体制について

コンプライアンス・リスク管理委員会を原則として四半期毎に開催し、当社のリスク管理に関する方針、体制及び対策に関する事項、リスク防止策の検討等について協議しております。また、役員及び使用人に対し社内研修を実施し、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。さらに、「内部通報規程」により、相談・通報体制を設けコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ 内部監査の実施について

当社は、代表取締役より指名された内部監査担当者により被監査部門から独立した立場から監査を実施しております。監査は内部監査規程並びに内部監査計画に基づき、当社の全部門を対象に実施しております。

④ 監査役の職務の執行について

監査役会は常勤監査役 1 名（社外監査役）、非常勤監査役 2 名（社外監査役）の合計 3 名で構成されており月 1 回の監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。各監査役は、取締役会に出席し経営全般又は個別案件に関して必要に応じて意見を述べるとともに、監査役会で立案した監査計画に基づき取締役の業務執行の監査を実施しております。また、また、取締役、会計監査人及び内部監査担当者と随時情報交換や意見交換を行うことで監査機能の向上に努めております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,835,881	流 動 負 債	178,149
現 金 及 び 預 金	1,375,076	買 掛 金	51,322
売 掛 金	139,166	未 払 金	29,772
契 約 資 産	307,275	未 払 費 用	45,904
前 払 費 用	11,125	未 払 法 人 税 等	23,049
そ の 他	3,238	未 払 消 費 税 等	14,319
固 定 資 産	69,238	契 約 負 債	6,993
有 形 固 定 資 産	2,058	預 り 金	6,203
建 物	4,506	アフターコスト引当金	584
機 械 及 び 装 置	1,489	負 債 合 計	178,149
工 具、器 具 及 び 備 品	110,043	(純 資 産 の 部)	
減 価 償 却 累 計 額	△113,980	株 主 資 本	1,726,891
投 資 そ の 他 の 資 産	67,180	資 本 金	221,141
長 期 前 払 費 用	2,796	資 本 剰 余 金	1,105,839
繰 延 税 金 資 産	58,012	資 本 準 備 金	1,105,839
そ の 他	6,371	利 益 剰 余 金	399,910
資 産 合 計	1,905,120	そ の 他 利 益 剰 余 金	399,910
		繰 越 利 益 剰 余 金	399,910
		新 株 予 約 権	80
		純 資 産 合 計	1,726,971
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,905,120

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 1 月 1 日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	946,358
売上原価	512,232
売上総利益	434,125
販売費及び一般管理費	339,326
営業利益	94,799
営業外収益	
受取利息	109
助成金収入	1,826
その他の	72
営業外費用	
支払利息	266
上場関連費用	24,221
その他の	313
経常利益	72,005
特別損失	
事務所移転費用	4,316
税引前当期純利益	67,689
法人税、住民税及び事業税	12,364
法人税等調整額	△40,793
当期純利益	96,118

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年 1 月 1 日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						新株予約権	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
				繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	90,000	974,698	974,698	303,791	303,791	1,368,489	80	1,368,569
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	131,141	131,141	131,141			262,282		262,282
当 期 純 利 益				96,118	96,118	96,118		96,118
当期変動額合計	131,141	131,141	131,141	96,118	96,118	358,401	－	358,401
当 期 末 残 高	221,141	1,105,839	1,105,839	399,910	399,910	1,726,891	80	1,726,971

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物及び建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	5年
機械及び装置	8年
工具、器具及び備品	4～5年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）は、利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により回収不能見込額を計上しております。

② アフターコスト引当金

検収後の瑕疵責任期間に発生する不具合の修復コストに備えるため、過去の実績率により発生見込額を計上しております。

③ 受注損失引当金

ソフトウェア開発、システム構築等の受注契約にかかる将来の損失に備えるため、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

（AIプロダクト）

① ソフトウェア開発等

ソフトウェア開発等を収益の源泉とする取引には請負契約と準委任契約があります。請負契約による取引については、顧客からの個々の要求に応じソフトウェアの要件定義、設計、開発及び運用テスト等を実施するものであり、これにより生じた資産は開発が進むにつれて顧客に支配が移転しているものと考えられることから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。作業の進捗に伴ってコストが発生していると考えられることから、履行義務の充足に係る進捗度の見積方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出する方法を採用しております。

また、準委任契約による取引については、主にシステムエンジニア等の専門要員の労働力を契約期間にわたって顧客に提供するものであります。当該履行義務は、契約期間にわたり労働時間の経過に連れて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される期間において、準委任契約に定められた金額に基づき、各月の収益として計上しております。なお、本人・代理人区分の観点から、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として純額で収益を認識しております。

② 保守サポートサービス等

保守サポートサービス等は、主に顧客との保守サポート契約に基づきソフトウェアの保守サポートを行うものであり、顧客への作業提供を通じて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、履行義務の充足に係る進捗度の見積方法は、サービスが提供される期間に対する経過期間の割合に基づいて算出する方法を採用しております。

③ ライセンスの供与

ライセンス契約に基づきソフトウェアライセンスの供与を行います。ライセンスの性質がアクセス権である場合には、顧客との契約期間に基づき一定期間にわたり収益を認識し、使用権である場合には、顧客がライセンスを使用可能になった時点で、一括で収益を認識しております。また、ライセンス供与に対して受け取る対価が使用量に基づくロイヤルティに係る収入である場合には、顧客がライセンスを使用する時又は履行義務が充足される時のいずれか遅い時点で収益を認識しております。

(AIソリューション)

AIの開発受託、コンサルティング業務

AIの開発受託、コンサルティング業務等を収益の源泉とする取引には請負契約と準委任契約があります。請負契約による取引については、顧客からの個々の要求に応じ、当社が持つAI開発の知見を活用したシステム要件のコンサルティングやシステム開発等を実施するものであり、これにより生じた資産は、契約に基づく業務の遂行に応じて顧客に支配が移転しているものと考えられることから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。作業の進捗に伴ってコストが発生していると考えられることから、履行義務の充足に係る進捗度の見積方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出する方法を採用しております。

また、準委任契約による取引については、主にシステムエンジニア等の専門要員の労働力を契約期間にわたって顧客に提供するものであります。当該履行義務は、契約期間にわたり労働時間の経過に連れて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される期間において、準委任契約に定められた金額に基づき、各月の収益として計上しております。なお、本人・代理人区分の観点から、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として純額で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(請負契約における一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高 534,263千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

原価総額の見積りは、主にソフトウェア開発人員の人件費や外注費等の積算であります。当該見積りに用いられる主要な仮定は開発人員の作業に伴い発生が見込まれる工数であり、各プロジェクトの規模及び複雑性を勘案して、専門的な知識と経験に基づいて見積っております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

開発途中での仕様変更や、想定していなかった事象の発生などにより工数の見直しが発生し、進捗度が変動した場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 58,012千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、一時差異等のスケジューリングの結果、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の十分性を判断するにあたっては、取締役会で承認された将来の事業計画を基礎としており、売上高成長率を主要な仮定としております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得水準の見積りに依存するため、結果として将来の繰延税金資産の計上額が変動し、税金費用に影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

該当事項はありません。

4. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,093,400株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 304,000株

6. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用に関しては、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入及び新株の発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金については、与信管理規程に従い主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性のリスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金、未払金及び未払費用は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権で、特定の大口顧客はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

該当事項はありません。

なお、現金であること、及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	38,146千円
減価償却超過額	9,445千円
未払事業税	3,275千円
その他	9,006千円
繰延税金資産小計	59,873千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	－千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,861千円
評価性引当額小計	△1,861千円
繰延税金資産合計	58,012千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	「AI×音」サイエンス事業	
	売上高（千円）	売上比率（%）
AIプロダクト	569,554	60.2
AIソリューション	376,804	39.8
顧客との契約から生じる収益	946,358	100.0
外部顧客への売上高	946,358	100.0

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5)収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	期首残高（千円）	期末残高（千円）
顧客との契約から生じた債権	76,884	139,166
契約資産	87,676	307,275
契約負債	13,762	6,993

契約資産は、請負契約に係る取引において、発生コストをもとに進捗率を計算して収益を認識したことによって生じた顧客に対する未請求の権利であります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該契約に関する対価は、契約条件にしたがって請求し、受領しております。契約負債は、主に、請負契約及びライセンス契約における顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、13,762千円であります。なお、個々の契約により支払条件は異なるため、通常の支払期限はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、予想契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

10. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たりの純資産額	421円87銭
(2) 1 株当たりの当期純利益	31円59銭

(注) 2024年6月14日開催の取締役会決議により、2024年7月12日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月28日

Hmm株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	齊藤直人
指定社員 業務執行社員	公認会計士	高橋幸毅

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Hmm株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月28日

H m c o m m 株 式 会 社	監 査 役 会
常勤社外監査役 大 和 寿 子 ㊟	
社 外 監 査 役 大 野 寿 和 ㊟	
社 外 監 査 役 飯 田 花 織 ㊟	

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 事業年度ごとの取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制を構築するため取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。

(2) 取締役会の監督機能をより一層明確化し、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることを目的として、定款における役付取締役の定めについて社長以外の役付を廃止し、執行役員制度に基づく役位にて役付を行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</u> 3 <u>増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。</u>	(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除) (削除)
(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選任する。 2 取締役会は、その決議によって <u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u> を定めることができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第22条 (現行どおり) 2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を定めることができる。
(業務執行) 第23条 代表取締役社長は、当会社の業務を執行し、 <u>専務取締役又は常務取締役は、代表取締役社長</u> の業務の執行を補佐する。 2 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が代表取締役社長 <u>の業務を代行する。</u>	(業務執行) 第23条 代表取締役は、当会社の業務を執行し、 <u>他の取締役は、代表取締役の業務の執行を補佐する。</u> 2 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が代表取締役の業務を代行する。

第2号議案 取締役5名選任の件

第1号議案の「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	みつ もと こう じ 三 本 幸 司 (1965年10月19日) 再 任	1983年 4 月 富士ソフトウェア株式会社（現 富士ソフト株式会社）入社 2007年 6 月 同社取締役 就任 2012年 5 月 一般社団法人日本スマートフォンセキュリティ協会（JSSEC） 理事 就任 H&Mコミュニケーション株式会社（現 Hmcomm株式会社）設立 2012年 7 月 当社代表取締役就任（現任）	1,219,500株
	【取締役候補者とした理由】 三本幸司氏を取締役候補者とした理由は、当社の創業者であり、様々な事業の立ち上げを経験しているほか、幅広い人脈を有しております。また、長年培った豊富な事業経験や知見を有していることから、引き続き、取締役候補者といいたしました。		
2	い とう 伊 藤 かおる (1968年 9 月 22 日) 再 任	1991年 4 月 富士ソフトウェア株式会社（現 富士ソフト株式会社）入社 2016年 7 月 当社入社 2017年 3 月 当社専務取締役就任（現任）	579,500株
	【取締役候補者とした理由】 伊藤かおる氏を取締役候補者とした理由は、専務取締役として8年の経営経験を有しており、その経験を当社の持続的な成長に活かしつつ経営の継続性を図るため、引き続き職務を担っていただくことが最適と考え、取締役候補者といいたしました。		

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	つち や まなぶ 土 屋 学 (1982年2月3日) 新任	2004年 4 月 三共株式会社（現 第一三共株式会社） 入社 2010年 1 月 有限責任監査法人トーマツ 入社 2022年 4 月 当社入社	—
	【取締役候補者とした理由】 土屋学氏を取締役候補者とした理由は、当社の財務経理及び経営企画部門でのマネジメント経験をはじめ、上場準備チームリーダーとして管理部門をけん引してまいりました。当社の置かれた状況に応じ経営判断のスピード感や前向きな改革の推進という観点でふさわしい人材であると考え、取締役候補者いたしました。なお、重要な兼職はありません。		
4	あさ だ ひろし 浅 田 浩 (1967年5月2日) 再任 社外 独立	2008年 1 月 ガイドー住販株式会社 入社 2009年10月 株式会社ハウズドゥ（現 株式会社And Doホールディングス）入社 2010年10月 同社 取締役就任 2015年 7 月 同社 常務取締役CFO 兼 管理統括 本部長 兼 経営企画室長就任 2017年 9 月 同社 専務取締役CFO就任 2020年 1 月 株式会社アーサーズ・チーム 代表取締 役就任（現任） 2020年 3 月 株 式 会 社 TATERU（現 株 式 会 社 Robot Home）社外取締役（監査等委 員）就任（現任） 2020年 7 月 株式会社フィット 社外取締役就任 2021年 7 月 同社 取締役就任 2021年 7 月 株式会社FJキャピタル（現 株式会社 Fanta）代表取締役就任 2022年11月 当社 社外取締役就任（現任） 2023年12月 株式会社ネクサスエージェント 取締役 就任（現任）	—
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 浅田浩氏を社外取締役候補者とした理由は、2022年11月から同職を務め、その職務・職責を適切に果たしており、上場企業の元CFOとして有している専門的かつ幅広い知見を、社外取締役としての独立した立場から、当行の経営に活かすため、引き続き、社外取締役候補者いたしました。		

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	おん だ とし あき 恩 田 俊 明 (1983年 2 月 5 日) 再 任 社 外 独 立	2010年12月 弁護士登録（東京弁護士会） 2010年12月 松尾千代田法律事務所 入所 2012年 1 月 工藤一郎国際特許事務所 入所 2015年11月 GVA法律事務所 入所 2019年 2 月 GVA TECH株式会社 入社 2020年 1 月 ライツ法律特許事務所 パートナー就任 (現任) 2020年 2 月 弁理士登録 2024年 4 月 東京弁護士会情報システム対応室嘱託 (現任) 2024年 7 月 当社 社外取締役就任 (現任)	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 恩田俊明氏を社外取締役候補者とした理由は、2024年 7 月から社外取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしており、直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士及び弁理士として有している専門的な実務経験と見識を、社外取締役としての独立した立場から、当行の経営に活かすため、引き続き、社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 浅田浩氏及び恩田俊明氏は、社外取締役候補者であります。
3. 浅田浩氏及び恩田俊明氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ 2 年 4 か月及び 9 か月となります。
4. 当社は、浅田浩氏及び恩田俊明氏との間で会社法第427条第 1 項の規定に基づき、同法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第 1 項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、取締役及び監査役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、取締役候補者が当社取締役として選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
6. 当社は、浅田浩氏及び恩田俊明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

2019年3月25日開催の第7回定時株主総会において、当社の取締役の報酬限度額は年額100百万円以内、監査役の報酬額限度は20百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬限度額を年額300百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）、監査役の報酬限度額を30百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告13ページに記載のとおりであります。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）、監査役は3名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役2名）、監査役は3名となります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区浜松町二丁目3番1号 日本生命浜松町クレアタワー
浜松町コンベンションホール 6階 大会議室B
TEL 03-6432-4075



交通 都営地下鉄 大江戸線・浅草線大門駅B5出口直結
J R・東京モノレール浜松町駅徒歩約2分